

# ため池整備工事

(ため池等整備事業)

## ◆事業の内容

- ①農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）の新設若しくは変更、新設と併せ行うため池の廃止及びこれらの附帯施設の整備  
※効果算定上は、「降雨以外の洪水流量に起因して被害が発生する場合に対応した事業」と定義。
- ②県又は市町が策定する総合的なため池総合整備計画（「ため池再編総合整備計画」）に基づき実施する複数のため池及びこれらのため池に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は変更及びこれらと併せ行う附帯施設の整備
- ③災害発生の防止等が必要なため池のしゅんせつ
- ④ため池の水質汚濁等に起因する農産物等の生育阻害又は農作業の効率の低下を防止するため必要な農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって①又は②と併せ行うもの
- ⑤洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は変更であって、①又は②と併せ行うもの
- ⑥ため池の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な施設の新設又は変更
- ⑦ため池の生態系、景観等を保全するために必要な構想の策定、体制の整備及び活動の実施であって、①又は②と併せ行うもの

## ◆実施基準、実施主体

( )は中山間地域

区分	事業主体	受益面積	事業費
大規模	県	100ha以上※ (70ha以上)	8,000万円以上 (3,000万円以上)
小規模①	県	40ha以上 (20ha以上)	5,000万円以上 (3,000万円以上)
小規模②	県	10ha以上※	800万円以上
小規模③	団体	10ha未満	800万円以上

(注) 左表は、国の交付要件に、県の規定を加えたもの

※ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものの場合。

山口県農林水産部農村整備課計画調整班

TEL : 083-933-3423

FAX : 083-933-3429

E-mail : a17500@pref.yamaguchi.lg.jp